

関連事件：令和元年（ワ）第23444号 損害賠償等請求事件

反訴状

2020年9月24日

東京地方裁判所民事第25部甲A係 御中

反訴原告訴訟代理人弁護士 海 渡 雄 一
同 弁護士 小 川 隆太郎

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
青山学院大学 青山キャンパス（就業場所）
反訴原告 中野 昌宏

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-15-9さわだビル5階

東京共同法律事務所（送達場所）

電話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445

反訴原告訴訟代理人弁護士 海 渡 雄 一
同 弁護士 小 川 隆太郎

〒[REDACTED]-[REDACTED]

[REDACTED]
反訴被告 世耕 弘成

訴訟物の価額 金150万0000円

貼用印紙額 金1万3000円

反訴請求の趣旨

- 1 反訴被告は、反訴原告に対し、金150万円及びこれに対する令和元年8月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、反訴被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

反訴請求の原因

目次

第1 スラップ対抗訴訟の提起（本訴との関連性）	4
第2 本件の表現行為の特質（ツイッター上の公共圏における公共的言論であること）	5
1 ツイッター上の言論空間が公共圏に該当すること	5
2 ツイッター上での言論における制約条件を踏まえた審理の必要性	6
第3 公共的言論に対する公人による不意打ち的訴訟提起は不法行為である	7
1 政治家に関する公共的言論に対する名誉毀損訴訟の提起	7
2 本件各ツイッター投稿が公共的言論であること①：公共の利害に関する内容であること	11
(1) 本件各ツイッター投稿の具体的な内容	11
(2) 本件各ツイッター投稿に対する反訴被告の見解	12
(3) 本件各ツイッター投稿の具体的な意味	13
3 本件各ツイッター投稿が公共的言論であること②：自民党、統一教会、日本	

会議、そして反訴被告の政治思想の類似性	17
(1) 自民党と統一教会の密接な協力関係の歴史	17
(2) 1950～70年代.....	18
(3) 1980～90年代.....	20
(4) 2000～2010年代：第1次安倍政権前後.....	22
(5) 第2次安倍政権	24
(6) 自民党、日本会議、統一教会の政治思想が合致することを示すその他の事実.....	26
(7) 反訴被告と自民党・安倍内閣、日本会議、原理研・統一教会の思想との類似性.....	27
4 本件各ツイッター投稿が公共的言論であること③：本件各ツイッター投稿が公益を図る目的であったこと	30
5 本訴が不意打ち的訴訟提起であったこと①：本件各ツイッター投稿がツイッターという特定のSNS上で実名アカウントを用いて行われ、反訴被告は、同SNSを用いて本件各ツイッター投稿について反訴原告に対して公的に否定・反論することが容易であったにもかかわらず、反訴被告が反訴原告に対して一度も否定、反論、抗議、削除要請、是正勧告をすることなしに本訴提起に及んだこと	30
(1) 反訴原告に対する否定、反論、抗議、削除要請、是正勧告が全くなかったこと	30
(2) 他の同様の事例では反訴被告が抗議、削除要請、是正勧告をしていること	31
(3) 本訴を不意打ち的に提訴した反訴被告の意図	31
6 本訴が不意打ち的訴訟提起であったこと②：当該言論について自身の解釈に基づき名誉毀損と主張するも、当該解釈に基づく言論については既に長期間にわたって多数繰り返され、当該政治家も存在を認識しているにも関わらず、当	

該政治家が一度も公に否定・反論したことがなく、その主張内容も不合理である場合	32
(1) 反訴被告が原理研に所属していたとの言論は長期間にわたって多数繰り返されていたこと	32
(2) 反訴被告が原理研に所属していたとの言論について反訴被告が直接質問を受けていること	32
(3) 反訴被告が、反訴被告は原理研に所属していたとの言論の存在を認識していたこと	33
(4) 反訴被告が原理研（統一教会）に所属したことはない旨言明した事実がないこと	33
(5) 自己矛盾した不合理な主張を前提とする本訴提起	34
7 小括	36
第4 損害の発生	36
第5 結語	37

第1 スラップ対抗訴訟の提起（本訴との関連性）

反訴被告は、令和元年8月30日、御府に、反訴原告に対する名誉毀損に基づく損害賠償、ツイッター投稿記事の削除、及びツイッターへの謝罪文掲載等を求める訴訟を提起した（令和元年（ワ）第23444号損害賠償等請求事件。以下、単に「本訴」という。）。

しかし、本訴の提起は、「スラップ訴訟（Strategic Litigation against Public Participation: SLAPP）」に当たる。スラップ訴訟とは、個人や団体が、公的関心事項に関して政府に請願したり、意見を述べたりしたことを理由にしてその個人又は団体に対して提起される訴訟である（松井茂記『表現の自由と名誉毀損』有斐閣403頁）。このようなスラップ訴訟は、正当な法的権利の擁護を目的

としたものではなく、むしろ批判者を黙らせることを目的としたものであり、表現の自由、言論の自由に対する重大な人権侵害である。

そこで、反訴原告は、以下のとおり、反訴被告に対し、スラップ対抗訴訟として損害賠償請求の本反訴を提起するものである。

第2 本件の表現行為の特質（ツイッター上の公共圏における公共的言論であること）

1 ツイッター上の言論空間が公共圏に該当すること

本件の表現行為（本書面「第3」「2」で後述する本件各ツイッター投稿①及び②）は、ツイッターというインターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）上の言論である。現代において、ツイッターは言論のフォーラムとして機能しており、広く市民が参加できるSNSは、旧来の一方的なマス・メディアや、個人や法人のホームページ、ブログとも異なり、双方向的なディスカッションツールとなっている。すなわちそれは、市民が、一般人だけでなく政治家、有名人、芸能人、その他どんな立場の人物であれ、対等に、自由に、かつ直接に、意見を交換できる場所となっている。それはとりわけ、いまやハンナ・アーレントやユルゲン・ハーバーマスの言う「公共圏（公共空間）¹」、すなわち政治的言論を市民が自由に交換する場所としても機能していると評価できる。

東日本大震災直後、通信インフラ等が多大な被害を受ける中、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）が、双方向の情報伝達の手段として広く、有意義に活用された。現在では、政府や省庁の公式ツイッターアカウントが作られ、災害関連情報がツイッターを利用して市民に提供されており、そうした意味でもツイッターというサービスは公益性を発揮しているが（乙127）、

¹ 公共圏：産業資本によってシステム化されたマスメディアの専有領域ではなく、一般市民によつてつくられる多様な言論・表現領域のこと。親密圏や私的領域とは区別される。

それだけではなく、市民同士の「共助」を支える公共圏としても、ツイッターは機能している。

たとえば、2020年5月、黒川検事長の定年延長問題、検察庁法改正案について、一人の女性のつぶやきである「#検察庁法改正案に抗議します」というハッシュタグが1000万に迫る賛同を得て、世論が可視化され、また喚起されることによって、結果的にこの法案は廃案となった。あるいは、新型コロナウィルス対策においても、一人10万円の直接給付を訴え、結果的にこれを実現させた運動にも、SNS上の言説は寄与したと言われている。このように、今や政府も無視できない「市民の声」として、時に大きな政治的な力を発揮する可能性をもった公共的な政治空間・言論空間の一つがツイッターなのである。

したがって、本件の表現行為の特質として、ツイッター上の、特に親密圏ではなく公共圏における、積極的な意義と公益性をもつ言論活動である点が留意されなければならない。

2 ツイッター上での言論における制約条件を踏まえた審理の必要性

また、ツイートする場合には、140文字という厳しい字数制限がある。であるから、単独のツイートの中で詳しい事実関係やその根拠などを示すことは最初から難しい仕組みとなっている。この形式の制約の中で、人々は、必要な場合は画像やリンク（他の参照先へのアクセスを容易にする情報）を添付してその制約を補いつつ、自らの述べたいことを述べ、あるいはツイッターを流れてくる他の者の意見に反応して意見を述べる。いってみれば、ツイートとは形式の上では「俳句や川柳のようなもの」であり、ツイッターは「句会」のようなものである。ツイッターは、このような形式の言論の場であるため、単独のツイートだけでなく、前後の文脈（ツイートに対する返信のやりとりも含む）や画像・リンクがある場合はそれらの画像・リンクも含めて、そのツイートに

おける言論の持つ意味を特に総合的に考える必要がある。

しかし、日本では裁判官は原則としてツイッター利用が事実上禁止された言論環境に置かれているため、多くの裁判官にはこのような仕組みが具体的には知られていない可能性がある。おそらくこのことによる、ツイッターという表現手段の仕組みと制約条件を正確に理解してなされたものとは思えない司法判断が、近年散見される²。

本件においても、適切な司法判断をするためには、ツイッターという、この言論の場の仕組み（字数制限のある単独のツイートだけでなく、そのツイートに対する返信のやりとりを含む前後の文脈や画像・リンクを踏まえて意味を解釈しなければならないこと）を正確に認識して、審理を行う必要がある。

第3 公共的言論に対する公人による不意打ち的訴訟提起は不法行為である

1 政治家に関する公共的言論に対する名誉毀損訴訟の提起

(1) もとより裁判を受ける権利は憲法上も保障された人権である（憲法第32条）。しかし、裁判を受ける権利が人権として保障されているとはいえど、裁判制度の濫用が許されるものではない。

この点、昭和63年1月26日の最高裁判決は、「当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるの

² その一例が、2018年10月17日最高裁決定である。最高裁は、東京高裁の岡口基一裁判官を戒告処分に処したが、最高裁大法廷決定によると、戒告の原因とされた事実は、東京高等裁判所で控訴審判決がされて確定した自己の担当外の事件である犬の返還請求等に関する民事訴訟についての報道記事を閲覧できるウェブサイトにリンクする（アクセスできるようにする）とともに、「公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3か月くらい経って、もとの飼い主が名乗り出てきて、『返して下さい』えっあなた、この犬を捨てたんでしょう？ 3か月も放置しておきながら……裁判の結果は……」との文言を記載したツイートをしたこととされる。この戒告処分の当否は措くとしても、同決定が、「本件ツイートには、上記飼い主が訴訟を提起するに至った事情を含む上記訴訟の事実関係や上記飼い主側の事情について言及するところはなく、上記飼い主の主張について被申立人がどのように検討したかに関しても何ら示されていない。」としている部分は、少なくともツイッターの仕組みという観点からは、140文字で、そのような詳細な説明ができるはずがないのであるから、問題であると言わざるを得ない。だからこそ岡口判事は、その制約を補うために新聞記事の内容を添えていたのであろう。

にあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるとき」は、訴訟提起が不当訴訟として不法行為を構成すると判示している。

もっとも、上記最高裁判決は、土地所有者が、土地の売買にあたって、土地購入者が依頼した測量専門業者に対して、当該業者の実施した測量結果により算出された土地の面積が実際のそれより少なかったことにより損害を被ったとして、土地所有者と当該専門業者との間には何ら契約関係がなく、不法行為上の責任も問い合わせないのに損害賠償請求訴訟を提起したという事案である。

(2) 本件は、上記最高裁判決の事案とは異なり、公人たる政治家が市民の公共的言論に対して不意打ち的に損害賠償請求訴訟を提起したというものであるから、問題の様相・所在を大きく異なる。

すなわち本来、憲法第21条及び第23条からして、公人たる政治家の政治思想や適格性について批判することは全く自由であって、選挙で選出される政治家に対するそのような批判的言論を保障することは民主主義の根幹であり、その権利は最大限に保障されなければならない。政治家の政治思想や経歴を批判したからといって逐一法廷論争に持ち込まれるとなれば、みな批判をすることを逡巡するようになり、言論の萎縮を招き、民主主義社会の進展を阻害する結果となることは明らかである。また、政治家などの公職者については、自ら討論の場に身を置いたと考えられることに加え、名誉毀損に対して対抗言論で反論する方法を広く有していることが一般的である（後述するとおり本件も例外では無い）。

(3) 政治家などの公職者に対する意見・批判について、民間人・民間団体に対する意見・批判と異なる取扱いが必要であることは、アメリカ合衆国最高裁判所における判例では確立した法理である。

すなわち、1964年のニューヨークタイムズ対サリバン事件において、有力紙ニューヨークタイムズに掲載された南部における人種差別に対する公民権運動支援のための意見広告の中の警察の対応に関する記述に誤りがあり、それによっ

て名誉を毀損されたとする警察担当の市理事が損害賠償を求め、州裁判所が50万ドルにおよぶ膨大な損害賠償を命じたのに対し、合衆国最高裁判所は、名誉毀損であるからといって、又は虚偽であるからといって、それだけでアメリカ憲法修正第1条の保護が失われるものではないとして従来の立場を変更した。そして、むしろ公的な論点に関する討論は自由で広く開かれていくなければならないという基本原則を強調し、この基本原則こそが修正第1条の保障の「中核的意味」だとする。そして、このような自由な討論を確保するためには、保護に値する表現だけを保護していたのでは十分ではないという。それは、保護に値する表現だけを保護していたのでは、萎縮的な効果を生じ、本来保護されるべき表現までもが抑止（自己検閲）されるからである。そこで、合衆国最高裁判所は、公職者の職務行為に対する批判については、真実性の抗弁を認めるだけでは不十分であり、被害者である原告公職者において表現が虚偽であることを証明することと、表現者がその表現が虚偽であることを知っていたか、その真実性について不遜にも無視したこと（現実的悪意）を証明できない限り、損害賠償を求めるることはできないと結論した。

この現実的悪意の法理自体は、アメリカ合衆国憲法の解釈として導かれたものであるが、公的な論点に関する討論は自由で広く開かれていくなければならないという基本原則は我が国の憲法21条の中核的意味でもあり、政治家などの公職者に対する意見・批判を、民間人・民間団体に対する意見・批判とは区別し、前者については特に憲法による厚い保障を与え、表現の自由を保護するという法理は、民主主義国家である我が国においても当然に該当する。

(4) 広く市民が参加できるインターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）は、上述のとおり、いまや現実にハンナ・アーレントやユルゲン・ハーバーマスの言う「公共圏（公共空間）」、すなわち政治的言論を市民が自由に交換する場所となっている。そこにおける政治家に関する市民の言論は、あくまでも公的なものであり、これを政治家側が権力や財力を行使して一方的に抑圧

してはならないことは、憲法上の表現の自由に照らしても当然である。政治家が自らの政治的立ち位置の問題について公的空間において堂々反論することをせず、個人対個人の名誉の問題に矮小化しつつ、市民に対して突然に訴訟を提起することは、政治家個人の権利として禁じられているわけではないとはいえ、公共的言論に対する著しい威嚇効果・萎縮効果をもたらす行為であり、特に慎重に行うべきことが憲法上も要請されるのである。

特にツイッターやフェイスブックなどのSNSには、投稿に対してコメントという形で意見を付すことが可能であり、また市民よりも政治家のほうが圧倒的に大きな影響力をもってSNS上での言論に対して批判や反論する機会が保障されていることからしても、SNS上での言論、特に政治家に関する公共の利害に関する言論に対しては、政治家が対抗言論で反論することが第一の原則であるべきであることは明らかである。ましてや、匿名ではなく実名で作成されたSNSアカウントを用いた言論については、当該アカウントの所有者は事故の発言について責任を負うことを前提に発言をしているのであるから、対等に責任をもって言葉を交わす土台が存在し、被害者が加害者に対して十分に反論することにより名誉回復を図ることが可能な議論の場が存在するのである（本件でも反訴原告は実名で作成したアカウントを使用して発言している）。

(5)したがって、市民による政治家に関する言論について当該政治家が当該市民に対して名誉毀損訴訟を提起することは、①当該言論が公共の利害に関する内容であり、かつ、②専ら公益を図る目的であって、③当該言論が特定のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）により行われ、当該政治家も同SNSを用いて当該言論を公的に否定、反論、事前の削除請求等の交渉によるが容易であったにもかかわらず、それらを行わないときで、④当該言論について自身の解釈に基づき名誉毀損と主張するも、当該解釈に基づく言論については既に長期間にわたって多数繰り返され、当該政治家も存在を認識しているにも関わらず、当該政治家が一度も公に否定・反論したことなく、その主張内容も不合理である場合に

は、当該訴訟提起が、憲法21条等により保障された言論の自由・民主主義を確保すべき裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして、当該訴訟提起が不法行為を構成する。

以下、本件に即して、第一に、本項「2」「3」「4」において、本件で問題とされる言論が公共的言論であること、すなわち①当該言論が公共の利害に関する内容であり、かつ、②専ら公益を図る目的であることを論ずる。第二に、本項「5」「6」において、本訴が不意打ち的訴訟的であること、すなわち③当該言論が特定のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）により行われ、当該政治家も同SNSを用いて当該言論を公的に否定、反論、事前の削除請求等の交渉によるが容易であったにもかかわらず、それらを行わないときで、④当該言論について自身の解釈に基づき名誉毀損と主張するも、当該解釈に基づく言論については既に長期間にわたって多数繰り返され、当該政治家も存在を認識しているにも関わらず、当該政治家が一度も公に否定・反論したことなく、その主張内容も不合理な場合であることを論ずる。

2 本件各ツイッター投稿が公共的言論であること①：公共の利害に関する内容であること

（1）本件各ツイッター投稿の具体的な内容

反訴被告が本訴で名誉毀損であるとする反訴原告の言論は、次の各ツイッター投稿である（これらを併せて「本件各ツイッター投稿」という。）。

ア 本件ツイッター投稿①（投稿日時：平成30年2月11日）

ツイートの具体的文言は「世耕弘成は原理研究会（統一教会）出身だそうですね。日本会議とシームレスにつながる。」である。

この本件ツイッター投稿①は、ツイッターユーザー名「馬の眼」（アカウント名「ishtarist」）氏による、2012年7月12日付東洋経済オンライン記事（「生活保護の給付水準下げ自立意欲高める、権利の制限は仕方ない」）。乙1

1)における生活保護受給者に関する被告主張に対して投稿された「世耕弘成が、生活保護受給者はフルスペックの人権は制限されるべきだとの主張をしている。基本的人権の否定であり、明らかに憲法尊重擁護義務違反だ。ただちに経産大臣および国会議員を辞職すべき。」とのツイート（乙25）を引用した「引用ツイート」である。

イ 本件ツイッター投稿②（投稿日時：令和元年7月2日）

ツイートの具体的文言は「世耕が原理なの、けっこうみんな知らないな。」である。

本件投稿②は、ツイッターユーザー名「西脇完人」（アカウント名「kentetsu」）氏による、「へーいいのかい。元早稲田原理研会長さん。

https://headlines.yahoo.co.jp/videonews/ann?a=20190702-00000020-ann-bus_all³」とのツイート（乙26）に関して書かれた「エアリップ」（参照先を明示しないまま自分のツイートとして書く方法）である。

もっとも反訴原告は、西脇氏のツイートそのものについてエアリップしたわけではなく、西脇氏のツイートに対して驚く人たちが意外に多くいたこと（乙27）を受けて、反訴被告の原理研究会（以下、「原理研」という。）・統一教会と類似した政治思想を多くの人が知らないことを指摘したものである。

（2）本件各ツイッター投稿に対する反訴被告の見解

本訴において、反訴被告は、本件各ツイッター投稿が、反訴被告が原理研に所属していたとの事実を摘示するものであると主張している。そして原理研は、統一教会の関連団体であり、「原理研や統一教会に対して、反社会的な団体であるとの印象を抱く者が少なくない」（本訴の訴状より引用）ことから、反訴被告の社会的評価を低下させるものであるとして、反訴原告に対して名誉毀損に基づく

³ 現在このニュースは参照できない。日時からして、おそらく令和元（2019）年7月1日の世耕経産大臣による対韓輸出規制に関するニュースと思われる。ロイターの記事（<https://jp.reuters.com/article/seko-trade-ban-south-korea-idJPKCN1TX0C1>）を参照。

損害賠償請求等を行っている。

(3) 本件各ツイッター投稿の具体的意味

しかし、本件各ツイッター投稿は、以下述べるとおり、反訴被告が過去に原理研に所属していたという事実の指摘ではない。その具体的意味は以下のとおりである。

ア 本件ツイッター投稿①について

(ア) 本件ツイッター投稿①において、反訴原告は、社会理論・社会哲学の研究者の立場から、反訴被告が、「統一教会（現在は世界平和統一家庭連合と改名）」、統一教会の学生組織とされる「原理研究会」、及び統一教会の関連団体である「国際勝共連合」と類似した政治思想を有しているということを前提として、反訴被告の政治思想からすれば、反訴被告が原理研・統一教会の出身であると言論がなされても不合理ではないという論評、さらに反訴被告の政治思想は日本会議の政治思想とも類似しているという論評を行っているものである。

(イ) 本件ツイッター投稿①のうち「世耕弘成は原理研究会（統一教会）出身だそうですね。」という部分は、「だそうですね。」と伝聞表現になっていることから明らかだとおり、「世耕弘成は原理研究会（統一教会）出身だ」という噂が存在する、そのような言論がなされているとの伝聞情報を指摘するものであるが、反訴原告は、その真偽について言及することではなく、そのような伝聞情報が存在すること自体は、反訴被告の政治思想からすれば不合理ではないとの意見を伝えているに過ぎない。

(ウ) 本件ツイッター投稿①のうち「日本会議とシームレスにつながる。」という部分は、反訴被告の思想、日本会議の思想、統一教会の思想の3つが「シームレスに」すなわち「切れ目なく」「ひとつづきのものと」整合的に理解できる、という評価である。この「日本会議とシームレスにつながる。」と

の言論もまた、反訴被告が日本会議に所属していることの真偽について言及することなく、あくまで前文で前提とする統一教会の思想に類似する反訴被告の政治思想が、日本会議の思想にも繋がっている（類似している）ことを意味している。

(エ) 本件ツイッター投稿①が、反訴被告の所属について言及しているのであれば、主語に人物以外の物を用いる表現である、「シームレスにつながる」してという述語は出てこない。これは「日本会議とシームレスにつながる。」というのが、「（世耕の政治思想が）日本会議とシームレスにつながる。」という意味であるから、「シームレスにつながる。」という述語が用いられているのである。このように第2文において「シームレスにつながる」という述語が用いられていることは、第1文における「世耕弘成は原理研究会（統一教会）出身だそうですね。」との言論も、反訴被告の所属について言及するものではなく、反訴被告の政治思想について言及するものであることを強く推認させる事実である。

(オ) なお、統一教会の思想に類似する反訴被告の政治思想が、日本会議の思想にも繋がっている（類似している）との上記評価は、本項「3」に詳述する自民党と統一教会の密接な協力関係の歴史と、日本会議も含めた思想内容の合致に鑑みれば、客観的に合理的なものであることが明らかである。さらに、この本項「3」に詳述する自民党と統一教会の密接な協力関係の歴史と、日本会議も含めた思想内容の合致は、後述のとおり、本件ツイッター投稿①が公共的言論であることを裏付けるものもある。

イ 本件ツイッター投稿②について

(ア) 本件ツイッター投稿②において、反訴原告は、本件ツイッター投稿①と同じく反訴被告が原理研・統一教会と類似した政治思想を有していることを前提に、社会理論・社会哲学の研究者の立場から、エアリップ先の西脇氏のツイートに対して驚いた反応を示す他のツイッターユーザーが多い背景として、

反訴被告のそのような政治思想について多くの人が知らないからだという分析を示したものである。

(イ) 本件ツイッター投稿②も、反訴被告が原理研に所属していたとするエアリープ先の西脇氏のツイートの内容の真偽に言及するものではなく、西脇氏のツイート及びこれに対する他のユーザーからの驚きの反応を示すコメントというやりとりという客観的状況を踏まえて、第三者的立場から、反訴被告の原理研・統一教会に類似した政治思想を前提とすれば、反訴被告が原理研に所属していたとする西脇氏のツイートに対して驚いた旨の反応を示すことはなく、そのような言論もありうるとの反応になるはずであるが、西脇氏のツイートに対して驚きの反応が多かったことから、反訴被告の原理研・統一教会に類似した政治思想について多くの人は知らないから、そのような驚きの反応になるのであろうとの分析・考察を行ったものである。「世耕が原理なの」というのは、「世耕（の政治思想）が原理なの（と類似していること）」という意味である。

(ウ) 本件ツイッター投稿②に対しては、他のユーザーからコメントが付されており、そのやりとりの全容は乙3号証のとおりである。

反訴原告は、本件ツイッター投稿②に対する「まじっすか！？」及び「同じくびっくり！？」とのコメントに対して、「当人の思想から見ていまさら驚くことでもないような…。」との返信を行っている。この返信は、反訴原告が本件ツイッター投稿②において、あくまで反訴被告の政治思想が原理研・統一教会と類似しているということを問題としており、反訴被告が実際に原理研に所属していたかどうかを問題にしていたのではないことを裏付けている。

また、反訴原告は、同コメントに対して、「ある年代には『原理』っていうと特定のイメージがあるのかもしれませんね。」と返信し、原理研の政治思想には「特定のイメージ」があり、だからこそ反訴被告が原理研・統一教

会と類似の政治思想を有していることについて多くの人は知らないのかもしれないとの考察を示している。このことからも、本件ツイッター投稿②が、反訴被告の原理研への所属の有無を問題としたものではないことが裏付けられる。

さらに、反訴原告は、本件ツイッター投稿②の別の「世耕が統一教会のは有名だと思っていましたが違うのですね。大学在学中に統一教会に沢山の知り合いが入信してしまいとても嫌な目にあったのでそんな人物が政権の中核にいることに戦慄を覚えます。」とのコメントに対して、「統一教会と自民党は昔から緊密な関係にありますよね。機関誌の表紙に安倍が載ってる。」とも返信している。このコメントも、反訴原告が、反訴被告の原理研の所属の有無ではなく、反訴被告を含めた一部の自民党議員（安倍元首相を含む）の政治思想が原理研・統一教会と類似していることを問題視し、その文脈の中で、本件ツイッター投稿②により原理研・統一教会と類似した政治思想を有している反訴被告の大至ないし国会議員としての適格性を社会に対して問題提起したということが分かる。

ウ 本件各ツイッター投稿の現代日本における社会的意義

現代の日本は、政治家が、これまで「カルト宗教」や「マルチ商法」としてマスコミで扱われてきた団体と関係を有していることが必ずしも批判的に捉えられていない状況にあると言わざるを得ない。少なくとも憲法上、当該団体についても信教の自由そのものは認めざるを得ないが、当該団体に活動内容の点で違法行為等がある場合には、その点について公の立場から批判することはできるし、公益のためにそうすべきである。

しかし特に政権与党自民党は、その宗教団体の活動内容がいかに問題があると指摘されていても、国会における福田赳氏答弁（乙120）、中曾根康弘首相の所信表明演説への質問に対する答弁（乙121：53頁）、そして安倍首相による度重なる全国弁連からの質問無視等を通じて明確に見て取れるよう

に、党ぐるみで当該宗教団体を擁護し続け、当該団体と相互協力関係にあることを決してやめようとはしていない。

そのような現状であるからこそ、反訴原告は、本件各ツイッター投稿において、反訴被告の（学生時代のではなく）現在の政治思想が、反人権的な統一教会ないし原理研の政治思想と酷似していることを指摘し、反訴被告の大蔵あるいは国会議員としての適格性について、広く社会に対して問題提起を行ったのである。本件各ツイッター投稿は、反訴被告が実際に原理研出身者であるかどうかという事実関係は扱っておらず、反訴被告が原理研出身者であるとの言論が社会でなされているという客観的状況を前提として、反訴被告の原理研・統一教会と類似した政治思想を有していることを指摘し、反訴被告の大蔵あるいは国家議員としての適格性を問う論評ないし分析である。したがって明らかに、本件各ツイッター投稿は公共の利害に関する内容である。

3 本件各ツイッター投稿が公共的言論であること②：自民党、統一教会、日本会議、そして反訴被告の政治思想の類似性

上述のとおり、本件各ツイッター投稿は、反訴被告が原理研・統一教会・日本会議と類似する政治思想を有していることを前提とするものであるが、その前提事実が真実であり、当該前提事実をもって反訴原告が社会に対して反訴被告の大蔵ないし国会議員としての適格性を問うことの正当性は、以下の自民党と統一教会との密接な協力関係を踏まえれば明らかである。

（1）自民党と統一教会の密接な協力関係の歴史

安倍内閣の閣僚には統一教会（と日本会議）の支持者が多いことは、近年しばしば報道され、一般にも広く知られている（乙6、乙28：132頁等）。特に自民党と統一教会の密接な相互協力関係については、主に一般書や報道による情報を整理すると、以下のような歴史的な経緯がある。

(2) 1950～70年代

安倍首相の祖父岸信介氏は、自民党および統一教会の黎明期より統一教会と密接な関係を持ち続けてきた。

1958年に統一教会が初めて日本に宣教師（崔翔翼あるいは崔奉春、日本名＝西川勝）を密入国させたとき、逮捕された宣教師を庇護したのは日本船舶振興会（当時。現在は日本財団）の笹川良一氏であったが（乙29：159頁、乙30：122、126頁）、この笹川良一氏を通じて、笹川氏と懇意であった岸信介氏が統一教会を支援するようになった（乙31：247頁、乙32：32頁）。笹川良一氏は1967年に、本栖湖⁴畔の施設に統一教会教祖・文鮮明氏、白井為雄氏（児玉眷士夫氏代理として）、久保木修己氏らを招き、翌年韓国と日本で「国際勝共連合」を設立させ、自ら国際勝共連合日本支部の名誉会長に就任した（乙30：122、130頁、乙33：4頁）。また同会長には日本統一教会会長の久保木修己氏が就任した。つまり、発足当初から統一教会と国際勝共連合は一体であるとともに、岸信介、笹川良一両氏とも「反共（反共産主義）」という立場で完全に一致してきた（乙34：30頁）。顧問団には、生長の家政治連合の支援を受けて参議院議員に当選していた玉置和郎ほか自民党議員が名を連ねた（乙29：159頁）。

この背景には、トルーマン・ドクトリン（1947年）以来の冷戦構造がある。中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、そして大韓民国が成立し、朝鮮戦争が勃発する中で、アメリカは日本、韓国、台湾を「防共の砦」とする政策をとる。アレン・ダレス氏を通じて、岸信介氏、朴正熙氏、蒋介石氏は「反共」を軸に共闘体制をとることになった。この歴史的文脈の中で、韓国において1961年5月16日、朴正熙氏らが軍事クーデターを起こし、政権を奪取した。このクーデターを支えたのがアメリカ（CIA）であり、韓国中央情報

⁴ 米国フレーザー委員会、国会、および櫻井（乙29・159頁）では「山中湖」とされているが、『競艇新聞』をソースに最も具体性のある記述をしている茶本（乙32・32頁）によれば、全国モーターボート競走会連合会施設「水上スポーツセンター」のある「本栖湖」が正しい。

部（K C I A）であり、統一教会会員だったとされる（乙30：129頁）。朴正熙氏はクーデター直後に「反共法」を制定した筋金入りの反共主義者であり（乙35：93頁、乙36：152頁）、かつ、当時「祖父（岸信介氏）と親友だった」と安倍晋三首相が述べている人物である（乙37）。その庇護のもと、文鮮明と統一教会は勢力を伸ばした。1967年の文鮮明氏の来日の数カ月後にあたる10月、教団の聖典である『原理講論』日本語版が出版されたが、その教えの結論部分とは「第3次世界大戦をおこし、サタンの側、共産主義を滅さなくてはいけないのだ」というものである（乙38：115頁）。

1964年には、統一教会本部が渋谷区南平台の岸信介邸の隣に存在しており、そのことは岸氏本人のスピーチにおいて言及されている（乙39：150～160頁、乙32：31頁、当時の統一教会本部の写真は乙40（信者と思われる人物によるホームページ）。岸信介氏はしばしば統一教会本部（渋谷区松濤）を訪れ、教会員を激励する講演を1970年、71年、73年と継続的に行つた（当時の模様、写真等は乙41）。特に1970年の「世界反共連盟（WACL）⁵」関連の大規模な一連のイベントでは、笹川氏、岸氏以外にも自民党の多くの議員が花輪を寄せ、推進委員を務めた（乙39：164頁、写真等は乙45：2頁（海外の信者と思われる人物によるホームページ）。岸氏が名誉実行委員長を務めた1974年の「希望の日晚餐会」では、福田赳氏外相（当時）が、「アジアに偉大なる指導者現る。その名を文鮮明という」等と絶賛するスピーチを行い、のちの国会でも問題になった（乙39：165頁。乙46）。

統一教会が米国下院議員を買収しようとした「コリアゲート事件」が明るみ

⁵ 1954年に韓国（李承晩政権）で発足した「アジア人民反共連盟（APACL）」を、1966年に（本栖湖会議に先立って）台湾（蒋介石）で国際組織に改組した組織。設立に笹川良一、児玉謙士夫などが関わり、また「岸は、アジア人民反共連盟（APACL）の日本支部をつくるに当たっての主な推進者であり、60年代を通じて世界反共連盟に深くかかわり、70年代にはその推進委員会の委員長にさえなっている」（乙42：53頁）。この組織は1991年に「世界自由民主連盟」と改称し、現在も存続している（乙43）。ただしHPで紹介されている活動は2019年3月で止まっているようである（乙44）。

になり、フレーザー委員会による調査報告をうけて、国会で内藤功議員（共産党）が、こうした問題のある団体と自民党は手を切らないのか、と詰め寄ったとき、福田首相（当時）は「統一教会というのは私は知りませんけれども、勝共連合というのは、自由民主党といろいろ反共という点で共通する点があるんです。」と自民党と統一教会の関係の核心が反共イデオロギーにあることを認めつつ、しかし「私が勝共連合について今まで持つておる認識、それに立ちますると、何も別に手を切るとかなんとか、そういうような問題は起こり得ざることであると、こういうことでございます。」等と述べ、統一教会・勝共連合と手を切ることを拒否した（乙47：26頁以下、乙48）。

1976年暮れの第34回衆議院議員総選挙に立候補した宇都宮徳馬代議士（東京2区）は、「ロッキード事件とその摘発の経過の中で露呈した自民党の腐敗は余りに根深く、それが極右体質と癒着して、もはや救い難く思われます。もしも汚職捜査を韓国・東南アジア等に拡げるならば、すべての派閥に幅広く波及し、「黒・灰色高官」の数は激増するでしょう」とし、自民党を離党・議員辞職しつつ、朴正熙政権を厳しく批判したため、勝共連合は機関紙『思想新聞』号外を発行し宇都宮氏を中傷した。このため宇都宮氏側は選挙後、同機関紙編集局長を公職選挙法違反で告発した（乙49：168頁）。

（3）1980～90年代

この間、靈感商法裁判・選挙運動での共闘、靈石愛好会との癒着、文鮮明入国時の金丸信氏の法務省介入があった。

その後も継続的に、多くの自民党議員は統一教会・勝共連合と相互協力関係を保ってきた。高村正彦氏は当時、統一教会側の弁護士として、統一教会からの強制脱会を違法であると訴えた（乙50）。文鮮明氏がアメリカで脱税で告訴され収監されたときには、岸元首相らはアメリカ大統領あてに裁判の不当性を訴える意見書を送った（乙51）。

「靈感商法」という言葉が定着した1985年以降には、それによって売ら

れた壺や多宝塔などは無価値なものではなく価値あるもので、買った人々は喜んでいると主張する「靈石愛好会」の集会が国内各地で開かれたが、これらに対しても、福田赳夫元首相をはじめ、額賀福志郎、中山利生、福田宏一、中曾根弘文、山本富雄、尾身幸次、笹川堯、等々の各議員が祝電を送り、やはり問題となった（一部否認している議員もある。乙52、乙53）。中曾根康弘首相の所信表明演説に対する質問で、佐藤昭夫議員（共産党）は「（靈石愛好会の）背後に統一教会、勝共連合がいるのは明白。自民党は勝共連合と手を切ると明言するか」と質したが、中曾根首相は「一部団体との関係について、自民党は縁を切れとかなんとか言っておられます、これは思想と行動の自由に対する重大な侵犯発言であると私は考えています。共産党の独裁的な政策のあらわれではないかと私は考えています。こういう思想と行動の自由を侵害するような、こういう憲法違反的発言はぜひ慎んでもらいたいと、こう思うのであります。」と、問題があるとされる団体との交流も「思想と行動の自由」であると強弁し、やはり手を切ることを拒否した（乙54：53頁、乙55）。またこのとき、統一教会関連企業から保岡興治、桜井新、亀井静香各議員への政治献金が明らかになった（乙56、乙57：22頁）。

1986年の衆参ダブル選挙では、「130人の“勝共推進議員”が当選」と統一教会の機関紙『思想新聞』がその成果を誇っている（乙58、乙59：96頁）。1990年2月には実際に靈感商法を行っていたとされる候補者自身が出馬している（候補者本人は否定。乙60）。同年7月には学生1万人大会というイベントのパンフレットに、三塚博、石橋一弥、江口一雄各議員がメッセージを寄せている（乙61）。

1992年には、文鮮明教祖が来日したが、文氏はアメリカで1年以上の刑を受けているので、日本の入国管理法では本来入国できないはずだった。それを、「北東アジアの平和を考える国会議員の会」（加藤武徳議員以下31名）なる団体の招請という形で、金丸信議員が法務大臣に介入し、文鮮明氏入国を

強引に実現した（乙62、乙59：98～99頁、乙63）。これもまた国会で大きな問題となった（乙64、乙65、関連する別の問題として乙66）。

（4）2000～2010年代：第1次安倍政権前後

1990年代後半は、統一教会と政治の表立った関係は控えられてきたよう見えるが、2000年代前半には再び顕在化してくる。1992年8月にもソウルでの統一教会関連イベントでも祝辞を述べた中曾根康弘議員が（乙67）、2004年3月にも都内での「世界平和連合」の大会で憲法改正について講演した（乙68）。このときは自民党議員8名のほか民主党議員が9名参加しており、鳩山由紀夫代表（当時）も来賓として壇上で挨拶している（乙69）。同年11月には中山成彬議員に対し、統一教会関連企業からの政治献金が発覚し、中山氏は結局返納することとなる（乙70）。

まさにこのような流れの中で、当時内閣官房長官であった安倍晋三首相は、自民党総裁選直前の2006年5月に、統一教会の関連団体「天宙平和連合」の行事に祝電を打った（乙71）。この行事は単一のイベントではなく、全国12都市で連続して行われたもので、安倍官房長官（当時）は東京と広島の大会に2度、祝電を打っている。その他、国会議員・地方議員取り混ぜて、保岡興治、山谷えり子、小坂憲次、中川秀直、上田清司、村井嘉浩、岩下栄一、宮島大典、増原義剛、大野功統、木村義雄、福井照、山内俊夫、三木俊治、青山丘（国民新党）、大谷忠雄（新生党）、大村秀章、江崎鉄磨、長勢甚遠、鈴木政二、馳浩、野上浩太郎、高木毅、木村隆秀、丹羽秀樹、中曾根康弘、羽田孜（民主党）、高島修一、篠原孝（民主党）、下条みつ（民主党）、田中直紀、若林正俊、中曾根弘文、船田元、牧原秀樹、小宮山泰子（民主党）、西川公也、神風英男（民主党）、国井正幸、中野正志、今野隆吉、石川光次郎、今井榮喜、田名部匡省（民主党）、鈴木康友（民主党）、中本太衛、小林正（新生党）、小此木八郎、山際大志郎、笠浩史（民主党）、小林温、山口巖雄、酒井麻雄、中山義活（民主党）、平沢勝栄、松本文明、清水清一朗、樺山卓司ら各

氏が来賓ないし祝電で関係しているとされている（乙72のウェブサイトにビデオから書き起こしたとされる来賓・祝電議員のリストが公開されている）。自民党以外の議員もかなりいるが、基本的には自民党と見解の近い政治家たちである。

これに対し、全国靈感商法対策弁護士連絡会は、安倍晋三、保岡興治両氏に公開質問状（乙73）を提出したが、期限までに回答がないため、改めて「当連絡会は、貴殿に対し、反社会的な活動を行っている統一教会とのこれまでの関係をきちんと明らかにし、今後は統一教会との関係を絶つよう求めます」とする抗議書（乙74）を提出した。これに対しても安倍首相からの回答はなかった。安倍首相は、報道機関には「私人としての立場で地元事務所から『官房長官』の肩書で祝電を送付したとの報告を受けている。誤解を招きかねない対応であるので、担当者にはよく注意した」と説明したが、その後、1年前の2005年10月4日にも同じ天宙平和連合の行事に祝電を打っていたことが発覚した（乙75）。

2009年からの自民党下野のあいだは、主な自民党議員が統一教会関連団体で講演する機会が多くあった。稲田朋美氏が統一教会関連の「世界平和連合」および「世界平和女性連合」で講演したり（乙76、乙77）、安倍首相自身も「世界戦略総合研究所」の講演やシンポジウムに登壇した（乙78、乙79）。同研究所の定例会では秋元司、義家弘介、山田宏、下村博文、中川秀直、衛藤晟一、石破茂、小田原潔氏らが講師を務めた。また、2013年2月に行われた同研究所所長・阿部正寿（エマヌエル阿部有國）氏の著書の出版記念会に下村博文、中川秀直、上野通子、磯崎仁彦氏らが出席、衛藤晟一、義家弘介、秋元司、大江康弘氏らが祝電を打った（乙79）。この著書『安倍政権の強みがわかる 日本〔精神〕の力』は、「自民党が必ずしも良くはないと思う点もあったが、民主党よりはましであり、何とか保守政権を樹立すべく私なりに努力してきた。そしてその中心人物は安倍晋三氏でなければならぬと決

めてきた。これは単に相応しい人物というより、天の摂理から見て安倍晋三氏であるべきだと感じたからである。理由はいろいろあるが、ここでは敢えて書かないつもりである。簡単に言えば天が選んだ人物だということである」（乙80：3頁）などとしている。統一教会が宗教的理由によって特に安倍政権を支持していることがここに表れている。

（5）第2次安倍政権

第2次安倍政権においては、自民党・統一教会の相互協力関係の復活強化、統一教会の改名、勝共U N I T E の出現、安倍・特朗普会談の実現が見られた。

2012年は、文鮮明教祖が死去し、後継問題で教団の基盤が揺らいだ時期であったが、このときちょうど第2次安倍政権が誕生した。2013年7月の参院選では、安倍首相と同郷・肝いりの候補として、北村経夫氏の選挙支援が教団に要請された（乙81、乙82：22頁）。北村候補は、岸信介氏の恩人であった北村サヨ氏（「踊る宗教」とも呼ばれる天照皇大神宮教の教祖）の孫にあたる。このときの選挙対応には菅義偉官房長官も関与している（乙81、乙83）。5月29日に北村氏の著書『誇り高き国へ』出版記念パーティーに、上述の「世界戦略総合研究所」事務局次長の小林幸司氏（近年の桜を見る会にも招待されているとされる。乙84、乙79）が招かれていることも特筆すべき点である。このように、第2次安倍政権の成立によって、自民党と統一教会の相互協力関係は、岸元首相の遺志とともに復活強化されたと言える。

2015年には、統一教会は旧名称「世界基督教統一神靈協会」を「世界平和統一家庭連合」に改めることに成功する。この改称は文化庁が長らく許可しなかったが、下村博文文科相の圧力・介入が働いたと推測されている（乙85）。下村大臣は、『世界日報』や『Viewpoint』（いずれも統一教会系）に複数回にわたりインタビュー等が掲載されており、16年3月に世界日報社より現金6万円を受け取っていたことも判明している（乙86）。また

このときの文化大臣政務官は山本朋広氏であり、この人物は2017年の教団イベントで、韓鶴子総裁（文鮮明氏夫人）を信者流に「マザー・ムーン」と呼ぶ、教団と特に深い関係が疑われる人物である（乙87）。教団名変更式典においても、鳩山邦夫、亀井静香両氏が祝電を送っている（乙88）。

2015年は安保法制が強行採決された年である。SEALDsという若者のグループがデモなど反対運動をしていたが、これに対抗して「国際勝共連合大学生遊説隊UNITE」（のち「勝共UNITE」）が2016年1月に登場した。名称の通り、勝共連合が安倍政権を支援するための教団2世信者の組織と見られる（乙89）。IT担当の平井卓也議員は、自身のフェイスブックに「このようなデモはあまり報道されませんが、学生はシールズというイメージは間違います」と書き込み、統一教会色を薄める宣伝をしている。2016年の参院選においても、宮島喜文候補の支援を統一教会が行った（乙89）。

2016年の大きな出来事は、安倍・特朗普会談の実現である。ヒラリー・クリントン候補の当選を想定していた安倍官邸は、大方の予想を裏切って当選した特朗普候補とはパイプをもたなかつた。そこで統一教会のもっていたパイプが活用されたと見られている（乙90：69頁、乙91、乙92：148頁）。

2017年には、統一教会幹部一行が来日した折、自民党執行部が彼らを自民党本部や官邸に招待したことが伝えられている（乙93、乙94、乙95）。一行は高村正彦副総裁、田中和徳国際局長と会談、別日の日には長尾敬、中村裕之両氏を含む国会議員6名と会談、また菅義偉官房長官より招待を受け首相官邸を訪問したという。また、同年7月には山本朋広、武田良太、竹本直一、穴見陽一、御法川信英、ら自民党議員および鈴木克昌議員（民進党）らが、教団の引率でアメリカを外遊した（乙95、乙96）。この時点で、インターネットメディア『やや日刊カルト新聞』は、教団と関係のある31名の国會議員氏名を公開した（乙97）。この他、今日までの報道等で明らかになっ

た、教団の活動に協力している自民党国會議員（元職を含む）は、島村大（乙98）、菅原一秀（乙99）、西川京子（乙100）、橋本岳（乙101）、神田憲次（乙102）、加田裕之（乙103）、鈴木克昌（乙104）、宮崎政久（乙105）らの各氏である。上記は把握されている議員だけのリストであり、これ以外に把握されていない議員がいても全く不思議はない。

その間もその後も、多くの自民党議員が、「Peace Loving Festival」「孝情文化ピースフェスティバル」等々の教団イベントに対し、来賓や祝電で「協力」し続けている。また、国際勝共連合の月刊誌『世界思想』の2013年3月号と9月号、2017年12月号、2018年6月号の表紙を安倍首相が（肯定的な意味で）飾っていることも確認されている（たとえば乙106）。教団に有力者がメッセージを送ったり、教団の媒体に露出すること自体が、教団の権威付けと宣伝広告に利用されているのは明らかである。こうした、党ぐるみの長年にわたる相互協力行為が問題視されるのは当然であり、全国靈感商法対策弁護士連絡会は、「政治家の皆さん、家庭連合（旧統一教会）からの支援を受けないでください」とする要望書を2018年6月にも、2019年9月にも出しているが（乙107）、自民党からの弁明はなく、自民党が一向に統一教会との協力関係を断とうとする気配はない。

上述のことは、自民党議員がすべて統一教会の信者であるという意味ではない。むしろ宗教的な信仰心をもつ議員は実は少数であろう。にもかかわらず、統一教会が自民党を支援し、自民党が統一教会に便宜を図る。統一教会側の選挙支援の見返りに、自民党議員が廣告塔になる。あるいは、スパイ防止法、憲法改正、学校教科書への介入など、彼らの望む政策を実現していく。このような両者持ちつ持たれつの関係が、長年定着してきたのは厳然とした歴史的事実なのである。

(6) 自民党、日本会議、統一教会の政治思想が合致することを示すその他の事実
歴史的な繋がりだけでなく、自民党、日本会議、統一教会の政治思想は、内

容的にもほとんど合致している。その合致の理由を、週刊現代の取材を受けた統一教会元幹部は、「勝共連合はそもそも文鮮明が自己保身のために作った政治団体です。特異な宗教活動が韓国で問題になってきたため、これを日本の政治家の力で抑えようとしたわけです。そのため、自民党に受け入れられるように保守的な主張を繰り返してきた。その思想が安倍さんにスライドして多大な影響を与えたのでしょうか」と分析している（乙108：31頁）。

日本会議も現在の自民党の政権中枢に大きな勢力を有する政治団体である。その源流は「生長の家」の非主流派と言われるが、さらに源流においては1966年長崎大学における右翼学生運動から始まっており、翌年設立の長崎大学学生協議会には原理研究会も合流している（乙109、乙110、乙111）。日本会議と統一教会とは、出自（神道系／キリスト教系宗教）と最終目的（天皇中心の日本／文鮮明氏中心の世界）は異なるものの、国策の基本方針として、基本的人権の制限、個人の尊重の否定、家族の極端な重視、自助・自立の極端な重視、福祉政策・生活保護制度の敵視、軍備増強志向、緊急事態条項を含めた改憲推進などの点で主張・思想が合致している。この点を解説した反訴原告作成の本訴被告第2準備書面の別表「国際勝共連合の主張、世耕弘成氏を含む自民党・日本会議等の主張の主な一致点」を参照されたい。

（7）反訴被告と自民党・安倍内閣、日本会議、原理研・統一教会の思想との類似性

反訴被告は、安倍晋三（元）首相と特に親密な関係にあり、同政権の中心人物であった。原告が安倍（元）首相と携帯電話でショートメールをやりとりしており、原告が経産大臣時代の2018年にはパリで大阪万博が決定されているが、万博決定の早朝、安倍首相から「皇國の興廢此の一戦に在り」とのショートメールを受け、即座に「パリの空は晴朗なれどセーヌ川の波高し」と返している（乙16）。また、参院本会議の代表質問の冒頭では、反訴被告自身が、安倍（元）首相について「普段の人となりを知る者として、これほど残念

でもったいなく感じることはない」「難病を経験されたからか、何ともいえない優しさを示してくれる」などと公言している（乙17）。反訴被告が、自民党・安倍内閣と同じ政治思想を有していることは明らかである。

次に、反訴被告は日本会議国会議員懇談会、及び神道政治連盟国会議員懇談会のメンバーとされ（乙14、乙18）、日本会議設立10周年にあたって挨拶を寄せていること（乙15）からも明らかだとおり、基本的に日本会議と合致する政治思想を有していると見られる。このことは、反訴被告が特に親密な関係にある安倍晋三（元）首相も、「安倍内閣の取り組みは日本会議の皆さん方が目指しておられる方向と同一である」（乙15）と明言しているとおり、日本会議と合致する政治思想を有していることからも強く推認できる。したがって、反訴原告および自民党・安倍内閣が、日本会議と同じ政治思想を有していることも明らかである。

このように反訴被告、自民党・安倍内閣、日本会議が同じ政治思想を有しているということは明らかであるが、であるならば、それらと政治思想がほぼ共通する統一教会とも、反訴被告の政治思想は基本的に共通していると見ることができる。

さらに、反訴被告自身の発言からも、反訴被告の政治思想が統一教会等と親和的であることも確認できる。もとより、本件ツイッター投稿①は『週刊東洋経済』誌上の反訴被告の発言（乙112）を引用する形でなされており、本件ツイッター投稿①は、本来この発言を批判する動機で書かれたものである。そこで反訴被告の言葉を正確に引用すれば「見直しに反対する人の根底にある考え方とは、フルスペックの人権をすべて認めてほしいというものだ。つまり生活保護を受給していても、パチンコをやったり、お酒を頻繁に飲みに行くことは個人の自由だという。しかしあれわれは、税金で全額生活を見てもらっている以上、憲法上の権利は保障したうえで、一定の権利の制限があつて仕がないと考える」という表現だが、これは、一般的な読者の読み方に従えば、「生

活保護受給者には、フルスペックの（完全な）人権を認めるわけにはいかない」という意味に読める。これは自民党系議員にしばしば見られる「人権制限論」（乙113：168頁、乙114）で、憲法第25条生存権に悖る考え方であり、もし現職の経済産業大臣がそのような施策をするならば、当然憲法第99条にも違反することになるものである。

安倍首相に近しいと言われている憲法学者、八木秀次氏（乙115）は、同時に勝共連合と深い関係をもっている（乙79）。反訴被告は、この八木秀次氏とも思想的立場が近似している。反訴被告は、産経新聞社発行の雑誌『正論』の平成24年8月号で、片山さつき議員も交えて「福祉国家亡国論を再提起する」と題し鼎談しており（乙13）、この鼎談の中で、反訴被告・片山氏・八木氏は、生活保護を受給している者には完全な人権を認めることはできないという特殊な「人権」論を共有している。具体的には、「生活保護法自体、義務よりも個人の権利を重視する戦後日本特有の歪んだ人権思想に強い影響を受けた法律です。」（反訴被告の言）、「生活保護制度の根拠となる憲法25条からして権利偏重です。25条はGHQではなく、社会党がソ連のスターリン憲法あたりを検討しながら帝国議会の審議過程で盛り込んだものです。その理念を具体化すると今の生活保護法のように偏ったものになる。25条だけでなく、日米の社会主義者の合作である現在の憲法全体も権利偏重、義務軽視であることはもはやいうまでもありません。」⁶（八木秀次氏の言）等々、

⁶ 憲法第25条の正確な由来は、次のようなものである。25条の実現に大きく貢献したのは、社会党の鈴木義男氏と森戸辰男氏である（乙116）。1920年「森戸事件」で東京帝大を逐われた森戸辰男氏は、大原社会問題研究所からドイツに留学し、その折に「世界で最も民主的」と称されたワイマール憲法（1919年）を学んだ。戦後森戸氏は民間の研究会「憲法研究会」に参加し、1945年12月28日に首相官邸とGHQの双方に「憲法研究会案」と呼ばれる草案を提出する（正式名称は「憲法草案要綱」。）。この内容の多くがGHQ草案に生かされることとなるが、森戸氏が憲法研究会案に入れた生存権条項「経済生活ハ国民各自ヲシテ人間ニ値スヘキ健全ナル生活ヲ為サシムルヲ目的トシ正義進歩平等ノ原則ニ適合スルヲ要ス」はGHQ草案には採用されず、したがって1946年3月の政府案にも生存権条項はなかった。その後偶然のなりゆきにより、森戸氏は同年4月の衆議院選挙に社会党から出馬・当選し、衆議院議員となった（森戸氏自身は社会党右派である）。帝国憲法改正案委員小委員会（芦田均委員長）のメンバーとなって、鈴木義男氏、西尾未広氏らとともに社会党の主張を取り入れさせるよう尽力した。大部分は受け入れられなか

生活保護制度を「歪んだ人権思想」とする、常識的にも学術的にもとうてい正当化できない特殊なイデオロギー的見解を共有していることが見て取れる。このような見解は、反訴被告と八木秀次氏、統一教会・勝共連合の重要な思想的共通点のひとつである。

4 本件各ツイッター投稿が公共的言論であること③：本件各ツイッター投稿が公益を図る目的であったこと

本件各ツイッター投稿は、上記「2」のとおり、その記載内容等からも反訴被告の国会議員としての適格性を問うというその投稿の意図を読み取ることができるし、これを投稿した反訴原告は、反訴被告の（学生時代のではなく）現在の政治思想が、反人権的な統一教会ないし原理研の政治思想と酷似していることを指摘して、反訴被告の国会議員としての適格性につき有権者に正しい判断情報を提供しようとする目的を有していたものであるから、公益を図る目的に出たものである。

5 本訴が不意打ち的訴訟提起であったこと①：本件各ツイッター投稿がツイッターという特定のSNS上で実名アカウントを用いて行われ、反訴被告は、同SNSを用いて本件各ツイッター投稿について反訴原告に対して公的に否定・反論することが容易であったにもかかわらず、反訴被告が反訴原告に対して一度も否定、反論、抗議、削除要請、是正勧告をすることなしに本訴提起に及んだこと

（1）反訴原告に対する否定、反論、抗議、削除要請、是正勧告が全くなかったこと

ったが、生存権条項だけは受け入れられ、現在の25条となったのである。森戸氏自身の回想（乙117）によれば、この条項の主たる由来はドイツ・ワイマール憲法第151条第1項、より具体的に言えば、オーストリアの法学者アントン・メンガー氏の思想にある。「ソ連のスターリン憲法」（1936年）は当時最新の有力国の憲法であったため当然参考はされたが、生存権条項の直接の・中心的な由来とは言いがたい（乙118：74～77頁、乙119：658頁以下）。生活保護制度をあえて「共産主義」に結びつけて攻撃しようとする八木秀次氏の牽強付会がここに表れている。

第一に、本件各ツイッター投稿について、反訴被告は、本訴提起に至るまで一度も反訴原告に対して、否定、反論、抗議、削除要請や警告などを行っていない。

ましてや反訴原告は、ツイッターという特定のＳＮＳ上で、実名アカウントを用いて、発言に責任ある立場で本件各ツイッター投稿を行っており、反訴原告と桁違いに多いフォロワーを持つアカウントを有する反訴被告にとって、ツイッター上で対等に責任をもって言葉を交わす土台が存在し、被害者が加害者に対して十分に反論することにより名誉回復を図ることが可能な議論の場が存在し、対抗言論が客観的にも容易である状況であるにもかかわらず、否定・反論はおろか、本訴提訴の事前に何らの抗議、削除要請、是正勧告もなされていないのである。

（2）他の同様の事例では反訴被告が抗議、削除要請、是正勧告をしていること

第二に、テレビ朝日「報道ステーション」や蓮舫議員に対しては、反訴被告が事実と異なると考えることを言及・報道された場合にも、いきなり提訴することなく、まずは抗議や削除要請、是正勧告をしている（乙124、乙125、乙126）。本件との対応の違いが明らかである。

（3）本訴を不意打ち的に提訴した反訴被告の意図

しかし反訴被告は、本件訴訟において反訴原告に対してだけ、毀損されたという自己の名誉の回復を行うため、訴訟に至る前に、平和裏に解決する方法を全く模索しなかった。それはおそらく、事前に削除要請をすれば、反訴原告がこれに応じてツイートを削除するだろうと考えたからであって、それをさせずにあえて不意打ち的に本件訴訟を起こすために、意図的に事前の交渉をしなかったものと推認できる。

事実誤認があれば謝罪・訂正も可能な公的言論空間のなかで、堂々反論することなく、潤沢な資金力や人脈、顧問弁護士等を擁する公人中の公人によって、このような唐突かつ狙い撃ち・不意打ち的な方法で裁判を提起されるということは、一民間人にとっては、それによって裁判が継続する何年間も経済的・物理

的・心理的負担を強いられることを考えれば、司法の判断が下る以前に、金銭・時間・労力・心労などの面で苦痛を与えられ、つまりは直接の恫喝ないし嫌がらせを受けることに匹敵する。

政府与党の要人としても、近畿大学理事長という高い地位にある人物としても、強大な政治的権力を背景にした反訴被告が、突如、一民間人に過ぎない反訴原告に対して、反訴原告にとって重要な公益性ある問題についてであればともかく、反訴原告にとっては枝葉末節に過ぎない反訴被告の個人的な問題にのみ限定して本訴を提起したことは、純粹に毀損された自らの名誉を回復する目的から起こした行動とはとうてい考えられず、裁判制度という手段を悪用し、反訴原告に直接の恫喝ないし嫌がらせを与えようとしたとしか考えられない。

したがってこの点のみからでも、本訴は、その政治的・経済的権力により言論の抑圧・萎縮を企図した、スラップ訴訟（恫喝訴訟）だと考えるべきである。

6 本訴が不意打ち的訴訟提起であったこと②：当該言論について自身の解釈に基づき名誉毀損と主張するも、当該解釈に基づく言論については既に長期間にわたって多数繰り返され、当該政治家も存在を認識しているにも関わらず、当該政治家が一度も公に否定・反論したことがなく、その主張内容も不合理である場合

（1）反訴被告が原理研に所属していたとの言論は長期間にわたって多数繰り返されていたこと

前述のとおり、そもそも本件各ツイッター投稿は、反訴被告が原理研に所属していたとの言論ではないが、仮に反訴被告主張のとおり本件各ツイッター投稿が反訴被告が原理研に所属していたとの言論だとしても、同種の言論は、インターネット上の噂と言うよりは現実世界の噂であり、見た・聞いたというような人々からインターネット上に大量に拡散され、2006年頃から多数繰り返されており、10年以上にわたって半ば常識として定着していた。

（2）反訴被告が原理研に所属していたとの言論について反訴被告が直接質問を受

けていること

加えて、幾人かの他のツイッター利用者が、2012年6月13日及び2014年9月4日、反訴被告に対し、原理研に所していたことがあるかどうかについて直接質問までしている（乙122、乙123）。なお、反訴被告にはこれにも全く返答していない。

（3）反訴被告が、反訴被告は原理研に所属していたとの言論の存在を認識していたこと

反訴被告は、令和2年5月29日付原告第3準備書面において、「原告が原理研（統一教会）に所属したことはない旨言明した事実はない」と認めているが、その理由として、反訴被告は、同準備書面において、上述の「①公職にある者として、その影響力に鑑みて、特定の宗教団体に対する関係や態度を殊更に表明しないこと」に加え、「②公職にある者に対する根拠のない誹謗中傷は、数え切れないほど存在するために、現実的に、その全てに逐一反論することはしないこと」、「③反論することによって、かえって根拠のない誹謗中傷が拡散したり、加害者による再反論による事態の悪化を招いたりするため、反論を差し控えること」とも主張して、「合理的かつ自然な対応」であると釈明している。ここでは、反訴被告が、上記の反訴被告が原理研に所属していたとの言論を認識していたことを前提とする釈明内容となっている。

上記（1）（2）に加え、上記釈明内容も併せて考えれば、反訴被告が、反訴被告は原理研に所属していたとの言論の存在を認識していたことは明らかである。

（4）反訴被告が原理研（統一教会）に所属したことはない旨言明した事実がないこと

個人としての立場ならともかく、大臣という公職にあってこのようなことが巷間言われることに対して、もしあいに問題ありとするならば、まずはむしろ公人側こそが一般公衆の呈する疑惑に対し積極的に釈明すべきである。

しかし、上述のとおり、反訴被告は、令和2年5月29日付原告第3準備書面において、「原告が原理研（統一教会）に所属したことはない旨言明した事実はない」と認めている。

反訴被告は、同準備書面において、「公職にある者として、その影響力に鑑みて、特定の宗教団体に対する関係や態度を殊更に表明しないこと」が「合理的かつ自然な対応」であるとしているが、一方で反訴被告自身がこの団体を「反社会的」と評価している以上、その団体に過剰に気を遣う必要はないはずであり、必要あって正しい情報を発することは「殊更に」とも言えない。また、公に反論したくないと言いながら、他方で公開法廷に提訴するなどということは矛盾している。

なお、インターネット上には反訴原告以外の多数の者が実名で反訴被告が原理研に所属していたという噂を発信しているにもかかわらず、反訴原告の知る限り、それらの他の情報発信者に対して反訴被告は訴訟を提起していない。

反訴被告自身がツイッターを利用しており、当時26万人以上のフォロワー（閲覧者）がいたのであるから、もし本当に自身が原理研に所属していないというのであれば、その情報を反訴原告（当時フォロワー1.8万人）の10数倍の影響力をもって発信し、噂を根本的に払拭することはきわめて容易であった。にもかかわらず、反訴被告自身も認めるとおり、これまでツイッターを含む公の場でそのことを反訴被告は一度も明らかにしたことがない。

さらに、反訴被告は、ツイッター以外にも、雑誌記事や自らのホームページなど、自らの立場を説明する言論を展開するための多くの媒体と機会があったにもかかわらず、本件訴訟の提起以前に、自らは原理研・統一教会に所属したことはないとの言明を行った事実は全く確認できない。

（5）自己矛盾した不合理な主張を前提とする本訴提起

本訴において反訴被告は、統一教会は反社会的団体であり、したがって統一教会に所属していたと指摘されることは名誉毀損にあたる、と主張している。

しかしながら、本件ツイッター投稿①に関する説明のとおり、自民党の最も有力な支持母体のひとつが統一教会であることはまぎれもない真実であり、かつ、自民党が統一教会と手を切る意志を全く持たない以上、自民党自体は統一教会を反社会的な団体と評価しておらず、友好団体として容認しているのは明らかである。もしも反訴被告個人が統一教会が反社会的な団体と断定するのであれば、自民党についても同様に反社会的な団体と断定せざるを得ない。

なお、党はともかく、反訴被告個人は、統一教会に係わる活動を全くしていない、と主張することもできない。実際、たとえば反訴被告が北村経夫候補の応援演説をしていることは真実であり、したがって統一教会関係の運動員と一致協力した活動をしている事実は否定しようがない。おそらく今後も、統一教会と連携した党の指示を拒否することは基本的にできないと思われる。

また、自民党が統一教会の支援を、望むと望まざるとにかかわらず受け続けるを得ないという事実、あるいはそうした党の方針について、幹部である反訴被告が知り得ない立場にあるとはとうてい考えられない。

したがって、もしも反訴被告がどうしても統一教会に関係したくなれば、党として統一教会には協力しないよう党執行部に進言し方針を変えさせるか、離党するしかない。

反訴被告は、現在自民党にとどまっており、したがって自民党の現状を肯定している以上、反訴被告自身の主張に従う限り、自身も反社会的団体の一員であると言わねばならず、にもかかわらず同時に、かつて反社会団体に属していたことがあるという名譽毀損をなされた、と主張するのは、主張として論理的に成立しない。

そしてそのように、論理的に成立しない主張を基礎に本件訴訟を提起している事実自体が、本件が恫喝ないし嫌がらせに主眼を置いたスラップ訴訟であることを裏付けている。

7 小括

以上より、反訴被告が本訴を提起したことは、名誉毀損行為とする反訴原告による言論（本件各ツイッター投稿）が政治家たる反訴被告に関する言論であって、①反訴原告の本件各ツイッター投稿が反訴被告の国会議員としての適格性という公共の利害に関する内容であり、かつ、②反訴被告の国会議員としての適格性につき有権者に正しい判断情報を提供しようという専ら公益を図る目的であり、③反訴被告が原理研に所属していたとの言論は長期間にわたって多数繰り返され、反訴被告もその存在を認識しており、反訴原告に対して公的に否定・反論することが容易であるにもかかわらず、反訴被告が一度も公的に否定・反論していない今まで、④本件各ツイッター投稿が反訴被告が原理研に所属していたとの言論であるとして、本件各ツイッター投稿はツイッター上で反訴原告の実名アカウントを用いて行われ、反訴被告が反訴原告よりも桁違いに多い26万人以上のフォロワーを有する同SNSのアカウントを有し、同SNSを用いて当該言論について反訴原告に対して公的に否定、反論、削除請求等の交渉によることなく、反訴被告が所属する自民党が統一教会と協力関係にあることを知りながら、それと矛盾する不合理な主張を前提とする本訴の提起を行ったのであるから、憲法21条等により保障された言論の自由を確保すべき裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとして、当該訴訟提起自体が不法行為を構成する。

第4 損害の発生

- 1 反訴被告による違法な訴訟提起によって反訴原告は相当の時間的、経済的負担を余儀なくされたことなどからすれば、反訴原告が被った精神的損害に対する慰謝料としては、100万円が妥当である。
- 2 さらに、そのような違法な訴訟提起に対して反訴を提起せざるを得なかつたことについての弁護士費用として50万円の損害が認められるのが相当である。

第5 結語

よって、反訴原告は反訴被告に対し、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償として金150万円及びこれに対する本訴訟提起の日である令和元年8月30日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上